

電気機械器具



エアコンディショナー	50
テレビジョン受信機	51
電気パネルヒーター	52
電気毛布	53
ジャー炊飯器	54
電子レンジ	55
電気コーヒー沸器	56
電気ポット	57
電気ホットプレート	58
電気ロースター	59
電気冷蔵庫	60
換気扇	61
電気洗濯機	62
電気掃除機	63
電気かみそり	64
電気ジューサーミキサー、電気ジューサー 及び電気ミキサー	65
卓上スタンド用蛍光灯器具	66





電気機械器具

エアコンディショナー

定義

電動機の定格消費電力の合計が3kW以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が5kW以下のものに限り、電気冷風機及び電熱素子を使用するものを除く。



1 冷房能力又は暖房能力

- エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(100V又は200Vの電圧をいう。以下同じ)におけるJIS B8615-1:2013(エアコンディショナ-第1部:直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ-定格性能及び運転性能試験法)及びJIS C9612:2013(ルームエアコンディショナ)の8.1(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示する(許容誤差は、表示値の-3%以内)。

- 電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の許容範囲は、表示値が1kW以下のときはその値の±10%以内、表示値が1kWを超えるときはその値の+5%以内、-10%以内。



2 区分名

- ユニットの形態、冷房能力及び仕様に応じて、次の表に従って、区分名を示すIからXまでの用語を用いて表示する。
- 水蒸発式のものとヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。



3 冷房消費電力又は暖房消費電力

- エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧におけるJIS B8615-1:2013及びJIS C9612:2013の8.1(運転性能の試験)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が1000W未満の場合はワット)の単位で表示する(許容誤差は、表示値の+3%以内)。

- 電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合の許容誤差の範囲は、表示値が1kW以下のときはその値の±10%以内、表示値が1kWを超えるときはその値の+5%以内、-10%以内。

- 水蒸発式のもののについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。



4 通年エネルギー消費効率

- JIS C9612:2013(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下1桁まで表示する。

- 水蒸発式のものとヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。



5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項



6 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- エアコンディショナーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

- ※ただし使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS B8615-1(エアコンディショナ-第1部:直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ-定格性能及び運転性能試験法)
- JIS B8616(パッケージエアコンディショナ)
- JIS C9612(ルームエアコンディショナ)

区分名 表示名	ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ
I	直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの
II			寒冷地仕様のもの
III		2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの
IV			寒冷地仕様のもの
V	直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの	3.2kW 以下	—
VI		3.2kW 超 4.0kW 以下	—
VII		4.0kW 超 28.0kW 以下	—
VIII	マルチタイプのもの	4.0kW 以下	—
IX		4.0kW 超 7.1kW 以下	—
X		7.1kW 超 28.0kW 以下	—

表示例

冷房能力 2.8kW
暖房能力 3.2kW
区分名 I
冷房消費電力 545W
暖房消費電力 565W
通年エネルギー消費効率 5.8
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社



繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

テレビジョン受信機

雑貨工業品



電気機械器具

テレビジョン受信機

●対象外となるもの
産業用のもの／国内基幹放送が受信できないもの／直視型でないもの／電子計算機用ディスプレイ／受信機サイズが10型若しくは10V型以下のもの／ワイヤレス方式のものなど

定義 交流の回路に使用されるテレビジョン放送受信用の機器であって、液晶パネルを有するもの（液晶テレビ）及び有機ELパネルを有するもの（有機ELテレビ）。

1 年間消費電力量

●「動作時消費電力」、「節電機能による低減消費電力」、「動作及び録画時消費電力（録画装置内蔵型テレビに限る）」、「録画時消費電力（録画装置内蔵型テレビに限る）」、「電子番組表取得時の消費電力」、「年間基準電子番組表取得動作時間」を定められた方法（電気機械器具品質表示規程）により測定し、これらの数値を基に定められた方法（電気機械器具品質表示規程）により算出した年間消費電力量をキロワット時/年の単位で整数により表示する（許容誤差は、表示値の+5%以内）。

2 区分名

●次の表のパネル種類欄、画素数欄に応じそれぞれ同表の区分名を表示する。

3 受信機型サイズ

●次の方法で計算し、小数点以下を四捨五入した数値を表示する。

駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値
2.54

液晶テレビ及びプラズマテレビの区分名

パネル種類	画素数	区分名 表示名
液晶	2K未満	a
液晶	2K以上4K未満	b
液晶	4K以上	c
有機EL	—	d

4 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項

5 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●テレビジョン受信機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし使用上の注意については、本体（リモコンを含む）又は取扱説明書に表示する。

表示例

年間消費電力量 119kWh /年
区分名 b
受信機型サイズ 42V 型
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS C6101-1（テレビジョン受信機試験方法第1部）
- 各試験方法は『電気機械器具品質表示規程』よりご確認ください。



電気機械器具

電気パネルヒーター

定義

放熱部がパネル又はラジエーター状になった暖房器具。



1 放熱の方式

- 「熱媒体油を放熱板内で加熱、循環させて放熱させるもの」については「油入式」の用語を用いて表示する。
- 「熱媒体油を放熱板内で使用しないで放熱させるもの」については「乾式」の用語を用いて表示する。
- それ以外の放熱の方式のものは、その放熱の方式を適切に表現した用語により表示する。



2 温度調節の方式

- 「使用者が温度を調節できないもの」については「固定式」の用語を用いて表示する。
- 「使用者が温度を調節できるもの」については「可変式」の用語を用いて表示する。



3 暖房能力

- 電気パネルヒーターの発熱体の最大出力をワット単位で表示する（許容範囲は、表示値の±10%以内）。



4 熱媒体の種類

（熱媒体を使用するものに限る）

- 「原油を精製した炭化水素を主成分とするもの」については「鉱物油」の用語を用いて表示する。
- 「化学的に合成されたもの」については「合成油」の用語を用いて表示する。
- それ以外のものについては、その種類を適切に表現した用語により表示する。



5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - イ)使用方法に関する注意事項
 - ロ)点検・手入れに関する注意事項
 - ハ)設置に関する注意事項



6 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電気パネルヒーターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

放熱の方式	油入式
温度調節の方法	可変式
暖房能力	2000W
熱媒体の種類	合成油
使用上の注意	・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 ・設置に関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

- 電気用品安全法



電気機械器具

電気毛布

定義

毛布生地の中に、ビニールで被覆された柔軟性のあるひも状のチュービングヒータを配線したもので、感触は普通の毛布と同じである。



1 種類

●次の表のとおり、電気毛布の種類に応じてその種類を示す用語を用いて表示する。

電気毛布の種類	用語 表示名
就寝時に体の上に掛けて使用するもの	掛毛布 かけ毛布
就寝時に体の下に敷いて使用するもの	敷毛布 しき毛布
就寝時に体の上に掛けても下に敷いても使用できるもの	掛敷兼用毛布 かけしき毛布



2 繊維の組成

●繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて、「繊維の名称を示す用語」にその「繊維の混用率を示す数値」を併記する等の方法で表示する。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気毛布ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

種類 敷毛布
繊維の組成 毛 50% レーヨン 50%
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 電気用品安全法
- JIS C9210(電気毛布)



電気機械器具

ジャー炊飯器

●対象外となるもの
おかゆ調理専用の電気おかゆ鍋／炊飯機能だけの電気炊飯器／保温機能だけの電子ジャー／機械式保温機能付き炊飯器

定義

炊飯機能と電子ジャーの保温機能を併せ持つ電気釜である。



1 最大炊飯容量

●1回に炊飯できる最大量をリットル単位で表示する（許容範囲は、表示値の－5％以内）。



2 区分名

●次の表にしたがって、加熱方式及び最大炊飯容量に応じて、区分名を示すA～Hの用語を用いて表示する。

区分名	表示名	加熱方式	最大炊飯容量
A		電磁誘導加熱方式のもの	0.54 ℓ 以上 0.99 ℓ 未満
B			0.99 ℓ 以上 1.44 ℓ 未満
C			1.44 ℓ 以上 1.80 ℓ 未満
D			1.80 ℓ 以上
E		電磁誘導加熱方式のもの以外	0.54 ℓ 以上 0.99 ℓ 未満
F			0.99 ℓ 以上 1.44 ℓ 未満
G			1.44 ℓ 以上 1.80 ℓ 未満
H			1.80 ℓ 以上

（産業用のもの、電子回路を有さないもの及び最大炊飯容量が0.54 ℓ 未満のものを除く。3から8までにおいて同じ。）



3 蒸発水量

●定められた試験方法★に沿って測定した蒸発水量の数値を小数点第2位で四捨五入し、グラム単位で小数点第1位まで表示する。



4 年間消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定した1回あたりの炊飯時消費電力量、1時間あたりの保温時消費電力量、1時間あたりのタイマー予約時消費電力量及び1時間あたりの待機時消費電力量から、次の式により算出し、有効数字3桁以上でキロワット時／年の単位で表示する（許容範囲は、表示値の＋3％以内）。

$$E = \frac{\{(A \times N_A) + (B \times H_B) + (C \times H_C) + (D \times H_D)\}}{1000}$$

E：年間消費電力量（単位：キロワット時／年）

A：1回あたりの炊飯時消費電力量（単位：ワット時／回）

N_A：年間当たりの炊飯回数（単位：回数／年）

B：1時間当たりの保温時消費電力量（単位：ワット時／時）

H_B：年間当たりの保温時間（単位：時間／年）

C：1時間当たりのタイマー予約時消費電力量（単位：ワット時／時）

H_C：年間当たりのタイマー予約時間（単位：時間／年）

D：1時間当たりの待機時消費電力量（単位：ワット時／時）

H_D：年間当たりの待機時間（単位：時間／年）



5 1回当たりの炊飯時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って1回当たりの炊飯時消費電力量を測定し、有効数字3桁以上でワット時の単位で表示する。



6 1時間当たりの保温時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って1時間当たりの保温時消費電力量を測定し、有効数字3桁以上でワット時の単位で表示する。



7 1時間当たりのタイマー予約時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定し、有効数字2桁以上でワット時の単位で表示する。



8 1時間当たりの待機時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定し、有効数字2桁以上でワット時の単位で表示する。



9 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

イ)使用方法に関する注意事項

ロ)点検・手入れに関する注意事項



10 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●ジャー炊飯器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に表示する。

参 考

●電気用品安全法

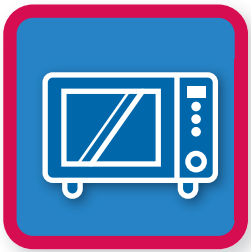
●エネルギーの使用の合理化等に関する法律

表示例

最大炊飯容量	1.0 ℓ
区分名	B
蒸発水量	80.0g
年間消費電力量	134.8kWh／年
一回当たりの炊飯時消費電力量	250Wh
1時間当たりの保温時消費電力量	30.0Wh
1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	1.0Wh
1時間当たりの待機時消費電力量	0.80Wh
使用上の注意	
・使用方法に関する注意事項	
・点検・手入れに関する注意事項	

〇〇×株式会社

★各試験方法は、ホームページの電気機械器具品質表示規程よりご確認下さい（116ページ参照）。



電気機械器具

電子レンジ

定義

- 高周波エネルギーで食物加熱を行うもの。
- 定格高周波出力が1kW以下のものに限る。



1 外形寸法

- 電子レンジ※の本体の幅、奥行き及び高さのそれぞれの最大値を、いずれの最大値を指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。

※操作盤、扉、吸排気用の突出部、脚部及び電源コード掛けの突出部を含む／操作盤のつまみ及びボタン類、扉のハンドル、電源コード、アース端子その他の付属品を除く。



2 加熱室の有効寸法

- ターンテーブルを有しない電子レンジにあっては加熱室の幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。

- ターンテーブルを有する電子レンジにあっては加熱室の幅、奥行き及び高さ(その高さが変動するものにあつては、その最小値)並びにターンテーブルの直径を、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。



3 区分名

- 電子レンジの機能、加熱方式及び庫内容積に応じて、次の表に従ってA～Fの用語を表示する。

区分名 表示名	機 能	加熱方式	庫内容積
A	オープン機能を有するもの以外(単機能レンジ)	—	—
B	オープン機能を有するもの(オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ未満のもの
C		—	30ℓ以上のもの
D		ヒーターの露出があるもの以外(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ未満のもの
E		—	30ℓ以上のもの
F		熱風循環加熱方式のもの	—

ガスオープンを有するもの、業務の用に供するために製造されたもの、定格入力電圧が200V専用のもの、庫内高さが135mm未満のもの及びシステムキッチンその他のものに組み込まれたものを除く。4から7までにおいても同じ。



4 電子レンジ機能の年間消費電力量

- 定められた試験方法★に沿って、電子レンジ機能1回当たりの消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時／年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{580.8 \times Av285 + 66 \times Av245 + 571.1 \times Av125 + 205 \times Av185}{1000}$$

Av285:電子レンジ機能の285グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av245:電子レンジ機能の245グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av125:電子レンジ機能の125グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av185:電子レンジ機能の185グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)



5 オープン機能の年間消費電力量

(オープン機能を有するものに限る)

- 定められた試験方法★に沿って、オープン機能1回当たりの消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時／年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{31 \times B}{1000}$$

B:オープン機能の1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)



6 年間待機時消費電力量

- 定められた試験方法★に沿って1時間当たりの待機時消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時／年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{6400 \times C}{1000}$$

C:1時間当たりの待機時消費電力量(単位 ワット時/時)



7 年間消費電力量

- 次の式をもとに算出し、キロワット時／年の単位で小数点第1位まで表示する(許容範囲は、表示値の+6%以内)。

電子レンジ機能の年間消費電力量+オープン機能の年間消費電力量+年間待機時消費電力量



8 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項



9 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電子レンジごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

参 考

- 電波法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 電気用品安全法
- JIS C9250(電子レンジ)

表示例

外形寸法
加熱室の有効寸法
区分名
電子レンジ機能の年間消費電力量
オープン機能の年間消費電力量
年間待機時消費電力量
年間消費電力量
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

幅520mm×奥行き420mm×高さ360mm
幅330mm×奥行き350mm×高さ210mm
B
60.0kWh/年
20.0kWh/年
0.0kWh/年
80.0kWh/年

〇〇××株式会社

★各試験方法は、ホームページの電気機械器具品質表示規程よりご確認ください(116ページ参照)。



電気機械器具

電気コーヒー沸器

定義

電気を熱源として、コーヒー液を抽出する器具。



1 種類

- 電気コーヒー沸器の種類に応じ、その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその種類が次の表に掲げる種類であるときは、それぞれ対応する用語を用いて適正に表示する。

種 類	用 語 表示名
バスケットのコーヒー粉に熱した水を滴下し、浸透させ、自重によりコーヒー液を抽出するもの	ドリップ式(※)
バスケットのコーヒー粉に水蒸気等の圧力で熱した水を浸透させ、強制的にコーヒー液を抽出するもの	エスプレッソ式
ロートのコーヒー粉に水蒸気の圧力で熱した水を押し上げ、浸透させた後、水蒸気の圧力の減少または自重によりコーヒー液を抽出するもの	サイホン式
バスケットのコーヒー粉に沸騰現象を利用して熱した水を循環させてコーヒー液を抽出するもの	パーコレーター式

※水を入れる容器がヒーター部分と一体であるものは「ドリップ式(水容器一体型)」、ヒーター部分から着脱できるものは「ドリップ式(水容器着脱型)」の用語で表示しなければならない。



2 保温装置の有無

- 保温装置を有するものは「有」、保温装置を有しないものは「無」の用語を用いて表示する。



3 最大使用水量

- 電気コーヒー沸器の最大水位線までの水量をリットル又はミリリットルの単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-5%以内)。



4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



5 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電気コーヒー沸器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

種 類 ドリップ式(水容器一体型)
保温装置の有無 有
最大使用水量 0.5 ℓ
使用上の注意
 ・使用方法に関する注意事項
 ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

- 電気用品安全法



電気機械器具

電気ポット

定義

湯を沸かした後、一定の温度に保温しておき必要な時に使用できるもの。



1 定格容量

●電気ポットの最大水位線までの容量をリットル又はミリリットル単位で表示する（許容範囲は、表示値の+10%以内、-5%以内）。



2 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項


3 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気ポットごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

定格容量 1.5 ℓ

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

●電気用品安全法



電気ホットプレート

定義

- 電気を熱源として、プレートの焼き面で直接肉類等を焼くこと及び炒めるための調理器具である。
- 用途が限定されているもの(たこ焼きや焼肉専用プレート)及び電磁調理(IH)タイプは除く。



1 プレート

- その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
「プレートが本体に固定されたもの」については「固定式」の用語を用いて表示する。
「プレートがヒータ部分から単体で着脱できるもの」については「ヒータ分離式」の用語を用いて表示する。
「プレートがヒータ部分と一体になって着脱できるもの」については「ヒータ一体式」の用語を用いて表示する。



2 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



3 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電気ホットプレートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

プレート ヒータ分離式
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9215(電気ホットプレート)



電気機械器具

電気ロースター

定義

電気魚焼器などのロースター。フィッシュグリル、フィッシュロースターともいわれる。



1 種類

●電気ロースターの構造に応じ、「蓋の部分が開閉できるもの」は「開閉式」、「受皿の部分が加熱室から引き出せるもの」は「引出式」の用語を用いて表示する。



2 焼き網の寸法

●焼き網の最大有効焼面の縦及び横の長さをいずれを指すかを分かりやすく示してセンチメートル単位で表示する（許容範囲は、表示値の±1cm以内）。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

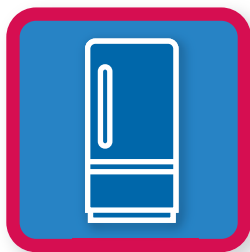
●電気ロースターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

種 類	開閉式
焼き網の寸法	たて 20cm × よこ 30cm
使用上の注意	・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項
〇〇×× 株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9214(電気フィッシュロースター)



電気機械器具

電気冷蔵庫

定義

- 冷凍機を使った冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫を対象とする。
- 熱電素子を使用しないものに限る。



1 定格内容積

- JIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する定格内容積をリットル単位で表示する。
- 全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積について、それぞれ表示する(許容範囲は、表示値の±3%以内又は±1ℓ以内のいずれか大きい方)。
- スイッチ等の操作により冷蔵室の冷却性能を稼働できる冷凍室を有する「冷凍冷蔵庫」の場合は、冷凍室のうち冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替え可能な部分について、その数値を「冷凍室の定格内容積」表示の次にリットル単位で表示し、冷蔵庫に切り替えが可能である旨を括弧書きで付記する。



2 消費電力量

- 定格周波数ごとに電気冷蔵庫をJIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する試験方法で測定された「年間消費電力量」を、キロワット時／年の単位で表示する(許容範囲は、表示値の+7%以内)。
- スイッチ等の操作により冷蔵室の冷却性能を稼働できる冷凍室を有する「冷凍冷蔵庫」の場合は、冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えたときにおける消費電力量を示す数値をキロワット時／年の単位で、「消費電力量」の表示の次に表示し、冷凍室を冷蔵庫の冷却性能を持つ状態に切り替えた場合である旨を括弧書きで付記する。



3 外形寸法

- 凝縮器、固定されたテーブルボード及び外付け操作盤を含み、扉のハンドル及び調整脚を除いた電気冷蔵庫本体の幅、奥行及び高さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内。ただし、表示値が1m以上の場合の許容範囲は、表示値の±15mm以内)。



4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - イ) 使用方法に関する注意事項
 - ロ) 点検・手入れに関する注意事項
 - ハ) 設置に関する注意事項



5 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電気冷蔵庫ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に記載する。

表示例

定格内容積	全定格内容積	210 ℓ
	冷凍室定格内容積	40 ℓ
	冷蔵室定格内容積	170 ℓ
消費電力量	50Hz 350kWh／年	60Hz 350kWh／年
外形寸法	幅	600mm
	奥行き	600mm
	高さ	1,800mm
使用上の注意	・ 使用方法に関する注意事項 ・ 点検・手入れに関する注意事項 ・ 設置に関する注意事項	
〇〇××株式会社		

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部：消費電力量及び内容積の算出)



電気機械器具

換気扇

●対象外となるもの
取付口の小さいところやダクト、フードパイプ等を使用するところに取り付けるもの／圧力のある風を出せるシロッコ型、ターボ型等の特殊な構造のもの

定義 一般家庭で使用されるプロペラ形の羽根を有するもの。

- 1 羽根の大きさ** ●羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径を、センチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±1cm以内)。
- 2 風 量** ●定格周波数ごとに、JIS C9603(換気扇)に規定する風量算出方法により得た数値を立方メートル/時の単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。
●空気の排出のほか、吸入もできる構造のものは、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示する。
- 3 使用上の注意** ●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項
ハ)設置に関する注意事項
- 4 表示者名の付記** ●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。
- 表示方法等** ●換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

羽根の大きさ 15cm
風 量 480 m³/時
使用上の注意
・ 使用方法に関する注意事項
・ 点検・手入れに関する注意事項
・ 設置に関する注意事項

〇〇×× 株式会社

- 参 考
- 電気用品安全法
 - JIS C9603(換気扇)



電気機械器具

電気洗濯機

定義

水槽を有し、その中で被洗物を洗濯する構造であるもの。


1 標準使用水量

- 洗濯、すすぎ、脱水の各工程のうち、いずれか2つ又は各工程の手操作を伴わず自動移行する電気洗濯機についてのみ表示する。
- JIS C9606(電気洗濯機)の附属書に規定する測定方法による標準使用水量をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-20%以内)。


2 外形寸法

- 本体*の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。

*操作盤、ホース掛け、タオル掛け、持ち運び用取っ手を含む。受籠、ホースなどの取り外しができる付属品は除く。ただし、自動洗濯機及び全自動洗濯機は給水ホースの口金部を含んで表示する。


3 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項


4 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。


表示方法等

- 電気洗濯機ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

標準使用水量	120 ℓ
外形寸法	幅 650mm
	奥行 385mm
	高さ 855mm

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項
- ・設置に関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9606(電気洗濯機)



電気機械器具

電気掃除機

●対象外となるもの
業務用/特殊用途のもの/電源に電池(充電電池を含む)使用するもの/セントラルクリーナー/ブラシを回転させて床を磨くもの/モーター部分が据置・設置形のもの

定義

真空式(モーターにより真空状態をつくりゴミを吸入し集める方式)で、電源として電池を使用しないものとする。



1 吸込仕事率

●JIS C9108(電気掃除機)に規定する吸込仕事率をワット単位で表示する(許容範囲は、表示値の-10%以内)。



2 質量

(使用中本体が移動可能なものに限り)

●掃除機本体と付属品(ホース、延長管、床用吸込口及びコード)の質量の合計をキログラム単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記して、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気掃除機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に記載する。

表示例

吸込仕事率 160W

質量 6.5kg

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9108(電気掃除機)



電気機械器具

電気かみそり

定義

固定した外刃と、回転又は往復振動する内刃とが一組になっていて、外刃の溝や穴に入った毛を刈り取るようになっているもの。



1 電源方式

- 次の表のとおり、電気かみそりの電源方式に応じて、その方式の種類を示す用語(「交流式」「充電式」「乾電池式」)を用いて表示する。

電源方式	用語 表示名
周波数50又は60Hzの単相交流で、直接使用するもの	交流式
蓄電池を組み込み、充電装置を器体内又は付属部として有するもの	充電式
乾電池を使用するもの	乾電池式

- 2種類以上の方式を複合した電気かみそりについては、その方式を示す用語を列記する。列記した場合は、「式」は最後の用語のみにつけて「充電・交流式」のように表示することも可能。



2 充電時間

(充電式のものに限る)

- 周囲温度20℃(許容範囲は±2℃以内)における定格周波数及び定格電圧の下で、電気かみそりが保有する充電装置で充電したとき、蓄電池の定格容量(機器の製造者が設定した電池の容量をいう。電池にこの表示がない場合は取扱説明書等に記載された値とする)の80%以上の容量に充電するのに要する時間を、時間又は分の単位で表示する。

- この場合における蓄電池の容量確認の方法は、JIS C8705(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池)に規定する試験に準じて行う。



3 乾電池の種類及び数

(乾電池を使用するものに限る)

- JIS C8515(一次電池個別製品仕様)に規定する電池の形式又は呼称及び数を表示する。

- 数種類の電池でも使用できる場合は、代表となる電池の種類について表示しても差し支えない。



4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項



5 表示者名の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 電気かみそりごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

乾電池式の場合

電源方式	乾電池式
乾電池の種類及び数	
アルカリ単3形電池	2本
使用上の注意	
・使用方法に関する注意事項	
・点検・手入れに関する注意事項	
〇〇××株式会社	

充電式の場合

電源方式	充電式
充電時間	2時間
使用上の注意	
・使用方法に関する注意事項	
・点検・手入れに関する注意事項	
〇〇××株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9614(電気かみそり)



繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

電気ジューサーミキサー、電気ミキサー

雑貨工業品



電気機械器具

電気ジューサーミキサー、電気ジューサー 及び 電気ミキサー

定義

電気ジューサーは、食品をすりおろす機構とすりおろした食品から遠心力により水分を分離する機構を1つのケースに組み込んだもので、食品をすりおろして水分を分離するもの。電気ミキサーは、容器内にある高速回転のカッター(刃)で果物等を細分(粉碎)し攪拌するもの。

1 種類

●次の表のとおり、電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサーの用途による種類に応じてその種類を示す用語を用いて表示する。

種 類	用 語 表示名
ジューサー及びミキサーとして使用するもの	ジューサー・ミキサー ジューサ・ミキサ
ジューサーとして使用するもの	ジューサー ジューサ
ミキサーとして使用するもの	ミキサー ミキサ

2 定格容量

●電気ジューサーミキサー及び電気ミキサーについては、JIS C9609(電気ミキサ・電気ジューサ)に規定する測定方法によってリットル又はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。
●電気ジューサーについては、表示を省略する。

3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項

4 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

種 類	ミキサー
定格容量	400m ℓ
使用上の注意	・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項
〇〇×× 株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9609(電気ミキサ・電気ジューサ)



電気機械器具

卓上スタンド用蛍光灯器具

定義

- テーブルの上に置いて使用する卓上式の蛍光灯器具。
- テーブル、柱等に取り付ける構造のものを除く。

1 用途及び照度

- 照度による区分に応じ、500ルクス以上のものには「精細作業用」、500ルクス未満300ルクス以上のものには「読書用」、300ルクス未満のものには「一般作業用」の用語を用いて表示する。
- 照度の表示に際して、用途を示す用語の次に括弧書きで、卓上スタンド用蛍光灯器具の通常の使用状態における最低の照度を表示する。
例：○○ルクス以上
- 照度はJIS C8112(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用))に規定する測定方法によりランプ中心直下の点を中心とし、卓上スタンド用蛍光灯器具の前方半径30センチメートルの円の1/3の円周上において測定し、ルクス単位で表示する。

2 蛍光ランプの形式

- JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))に規定する蛍光ランプの形式の表し方により表示する。

3 全光束

- JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))の光学的特性に規定する試験方法で測定した数値に、安定器光出力係数及び温度補正係数をかけて得た数値を、ルーメン単位で表示する。

4 消費電力

- JIS C8105-3(照明器具-第3部:性能要求事項通則)の7・5に規定する方法により測定した数値を、ワット単位で表示する。

5 エネルギー消費効率

- 次の式により得られた数値を小数点第1位まで表示する。
$$\frac{\text{全光束}}{\text{消費電力}}$$

6 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ) 使用方法に関する注意事項
ロ) 点検・手入れに関する注意事項

7 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 卓上スタンド用蛍光灯器具ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表 示 例

用途及び照度	読書用 (400 ルクス以上)
蛍光ランプの形式	FPL27EX-N (27W)
全光束	1,860 ルーメン
消費電力	29W
エネルギー消費効率	64.1
使用上の注意	・ 使用方法に関する注意事項 ・ 点検・手入れに関する注意事項
○○×× 株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))
- JIS C8105-3(照明器具-第3部:性能要求事項通則)
- JIS C8112(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用))
- JIS C8117(蛍光灯電子安定器)
- JIS C8118(蛍光灯安定器-性能要求事項)